

| | |
|------|--|
| 開催日時 | 平成 27 年 8 月 23 日 (日) 14 : 00 ~ 16 : 30 |
| 科目名 | 審決取消訴訟 |
| 講師 | 岡本 岳 (札幌高等裁判所部総括判事) |
| 内 容 | 特許や商標等について特許庁のした審決に対しては、審決取消訴訟を提起することができる。審決取消訴訟は、東京高等裁判所の特別の支部である知的財産高等裁判所で審理・裁判がされるが、審決取消訴訟の概要、その審理運営の実際、審決取消訴訟で主張される主要な争点及びその攻撃防御方法、法律上の問題点等を、実務的な観点から解説する。 |